

森と木の利活用促進支援事業実施要領

令和8年5月14日付8産労農森第132号

第1 通則

森と木の利活用促進支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、森と木の利活用促進支援事業実施要綱（令和8年5月14日付8産労農森第130号。以下「実施要綱」という。）、森と木の利活用促進支援事業補助金交付要綱（令和8年 月 日付8産労農森第131号。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

実施要綱第2に定める都内に活動拠点を有する者は、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 申請日時点で、都内に住民票があり居住実態がある森林所有者又は林業経営者、又は都内に事務所を有する木材関連事業者等（林業・木材産業及び建築業を営むものに限る）が、構成員又は出資者に含まれる団体
- (2) 申請日時点で、税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しにより、都内所在地等が確認できる個人事業主
- (3) 申請日時点で、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）により、都内の本店又は支店の所在が確認できる法人

第3 事業の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付要綱第5による申請に際し、実施計画書（第1号様式）及びこれに添付する必要書類をあらかじめ提出しなければならない。

- 2 知事は前項の計画書の確認及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは実施計画承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

第4 事業の決定

知事は交付要綱第5に基づく申請があった場合は、交付要綱第6により予算の範囲内において交付の決定をする。

- 2 知事は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。
- 3 本事業の実施期間は、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

第5 指導及び関係書類の提出

知事は、事業の適正かつ効果的な実施のため、第4第1項で交付の決定を受けた事業につい

て、指導及び助言を行うことができる。また、必要に応じ関係書類の提出を求めることができるものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和8年5月14日から施行する。